

	号外	定価 1部 2円	参議院議員選挙も最終盤。私たちの声を政治に届ける「吉田ただとも」への最後まで支持浸透を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2509
	第3種郵便物認可	岩手県庁内 岩手県職員労働組合		2019年 7月18日

# 総務省 定年延長 検討本格スタートか!?

## = 定年延長課題のポイントを復習! =

総務省は、昨年8月に人事院が行った定年延長に係る政府への意見の申出を踏まえ、7月に各自治体に対し導入の諸課題を照会、検討を加速している。

昨年8月に人事院が意見申出した**国家公務員の定年延長の概要**は下表のとおり。賃金水準をはじめとした課題に加え、「**退職手当支給時期・手当水準**」・「**加齢困難職種**（定年延長が難しいと思われる職種等）の位置付け」も課題。地方公務員への導入時に実態に即した定年延長となるよう、検討動向を注視し、交渉強化が必要だ。

- 1 **定年制度の見直し**：定年を段階的に65歳に引き上げ。定年の段階的な引き上げ期間中、暫定的な措置として、現行の再任用制度を存置する。
- 2 **役職定年制の導入**：当分の間、役職定年制を導入。役職定年の対象は、(本府省・出先)管理又は監督の地位にある職員とし、役職定年年齢は、原則として60歳とする。
- 3 **定年前の再任用短時間勤務制の導入**：60歳以降の職員の多様な働き方を可能にするため、定年前の再任用短時間勤務制を導入。
- 4 **60歳を超える職員の給与**
  - ①俸給：職員が受ける号俸の俸給月額額の70%の額。
  - ②諸手当：俸給月額の水準と関係ある諸手当等は、60歳前の7割を基本に手当額等を設定。扶養手当等の手当額は60歳前の職員と同額とする。
  - ③暫定再任用職員：現行の再任用職員と同様。定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとする。

## 住居手当 最高支給限度額の引き上げ幅が焦点

7月11日人事院交渉で住居手当見直しの勧告見通しが示された。①基礎控除の引き上げで家賃負担が23,000円以下の方は手当額の引き下げに陥る可能性がある一方、

家賃額	住居手当額
23,000円以下	家賃額 - 12,000円 (基礎控除額)
" 超~55,000円	(家賃額 - 23,000円) / 2 + 11,000円
55,000円超	27,000円

②住居手当の最高支給限度額がどこまで引き上げとなるかが課題だ。上限額(27,000円)の支給割合は5割超なことから、引上げ幅確保が重要な焦点。問題は、住居手当は官民較差の配分に左右される。官民較差が少ない場合には、住居手当の限度額改定にとどまり、給与改定がお預けの可能性も警戒しなければならない。6年連続賃上げと住居手当の限度額引き上げのセットでの実現を求めていく。

# 参院選最終盤 私たちの踏ん張りで「ただとも」を国政に！ 比例区 吉田ただとも 最後の一押し！ (自治労組織内)

確実な声掛けが勝利へのカギ



参院選も最終盤。マスコミは自公が優位との報道が続いているが、自衛隊を明記する改憲を何としても阻止するため、「吉田ただとも」への支持の輪が広がっている。立憲主義を否定する安倍政権に危機感を持った多くの国民が「吉田ただとも」を国会へ押し上げる力となっている。

「吉田ただとも」は、昨年10月と今年6月に岩手を訪問し、立候補の決意と県職員

員はもとより、働く人の生活改善と被災地の復興に全力を挙げると表明。岩手に寄り添う姿勢を明らかにしている。

私たちの確実な声掛けが勝利へのカギとなっている。私たちが出来る具体的な取組みとして「家族や友人・知人等への声かけ」を着実にやり、1人ひとりの積み上げが必要となる。平和で生活者・勤労者に寄り添った政治を実現するために、「吉田ただとも」支持拡大へ、全組合のあと1歩の取組みを要請する。



岩手に寄り添った政治を誓う「吉田ただとも」

## 選挙区 横沢たかのり =最終局面で必死の追い上げを=

野党統一候補「横沢たかのり」に係るマスコミでの直近の情勢は「横一線」と最終盤での追い上げ如何が勝利を左右する。7月16日個人演説会で「障がい者の視点から国政で訴える。障がい者にやさしい政治は全員にも優しい政治となる」、「岩手から力強い、やさしい国とするために最後の押し上げを」と政策と支持を訴えた。比例区「吉田ただとも」同様に確実な声掛けが勝利のカギ。最後まで友人・知人への声掛けを要請する。



岩手選挙区 1回目の投票(黄色の用紙) 全国比例区 2回目の投票(白色の用紙)

横沢たかのり

吉田ただとも

棄権はキケン！ 必ず投票へ 投票日に投票できない人は…『期日前投票』を！